

No.



公聴会傍聴券

- 1 事 案 東京国際空港の円錐表面及び外側水平表面の変更に関する公聴会
- 2 日 時 令和元年10月29日 10時00分～
- 3 場 所 新宿区立新宿文化センター

(注意)

- 1 会場への出入の際には、必ず本券を提示してください。
- 2 下記事項を遵守して下さい。

令和元年10月29日

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課長

記

航空法施行規則（抜粋）

（傍聴券の発行）

第81条の14 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。

（遵守事項）

第81条の15 傍聴人は、公聴会の会場への入場若しくは退場の際し、又は公聴会の会場において、主宰者又はその命を受けた関係職員の指示に従わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による指示に従わない傍聴人を退去させることができる。